

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2966番地35

氏名 株式会社セオス
代表取締役 遠藤恭三

WEB掲示用 優良
再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日

平成28年8月19日

許可の有効年月日

平成35年7月14日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻（特定有害産業廃棄物）②汚泥（特定有害産業廃棄物）③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑥鉍さい（特定有害産業廃棄物）⑦ばいじん（特定有害産業廃棄物）⑧廃石綿等⑨廃水銀等
以上9種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成23年7月15日

変更届出年月日 平成24年7月17日（法人所在地の変更）

更新許可（優良認定）年月日 平成28年8月19日（有効期間 平成28年7月15日～平成35年7月14日）

変更許可年月日 平成28年8月19日（廃水銀等の追加並びに燃え殻、汚泥及び廃酸の特定有害産業廃棄物の項目追加）

変更届出年月日 平成30年4月9日（代表者の変更）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ①燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上6項目
- ②汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上7項目
- ③廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上11項目
- ④廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上7項目
- ⑤廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上6項目
- ⑥鉍さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上5項目
- ⑦ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上5項目

以上7種類

以下余白